

②仕上がつたら早く引き取ってチェック

・紛失を防ぐためなるべく早く引き取りに行き、数の確認はもちろ「変色」、「伸縮」など変わったところが無いかお店の人と一緒に確認して受け取りましょう。

・クリーニング事故賠償基準によると、賠償期間は衣類を受け取ってから6箇月間となっています。異常に気づいたらすぐにお店に連絡しましょう。


**衣料品を収納するとき、着るとき**

- ① 収納時にはポリ袋を外す
- ・ポリ袋は、運搬上の汚染防止のためです。受け取ったら袋から出し、変色やカビを防ぐためにも風通しをしてから保管、着用しましょう。
- ② 石油臭があるときは着用しない
- ・クリーニング溶剤が残っていると、皮膚について「化学やけど」を起こすことがあります。

**事故が発生したときは？**


SマークやLDマークを掲示している店では、預かった品物に損傷を与えた場合、クリーニング事故賠償基準をもとに適正に対処することになっています。

**Sマーク**



厚生大臣認可の標準約款で定められたサービス提供店に表示されています。

**LDマーク**



全国クリーニング生活衛生同業組合連合会加盟店に表示されています。

**消費生活に関する相談窓口**

役場産業課 商工観光係  
☎ 45・1111  
愛媛県消費生活センター  
☎ 089・925・3700

**鬼北町情報化検討委員会を開催**

企画財政課 内線272

インターネット、地上デジタルテレビ放送、携帯電話、防災行政無線放送等の情報施設を合理的かつ経済的に整備するため、鬼北町情報化検討委員会を設置して検討を行うこととなりました。

委員は、総務省、愛媛県、愛媛

大学の専門家4人と町内各種団体の代表6人の合計10人で構成されています。第1回委員会で、委員長に愛媛大学農学部准教授 藤野博士の羽藤堅治さんが選ばれました。



**保育所の入所受付を行います**

町民課 内線217

受付期間 平成19年12月17日  
～平成20年1月11日

入所を希望される方は、町民課または町内各保育所に備え付けてある「保育所入所申込書」と「家庭状況申告書」に必要事項をご記入の上、希望する保育所に提出ください。(継続入所の場合は、「家庭状況申告書」のみで結構です。)このときに、保護者の就労状況に応じて「雇用証明書」、その年の源泉徴収表の写し(または確定申告の写し)の提出が必要です。なお、定員に余裕がない場合は、必要書類がすべて提出されない場合は

希望する保育所に入所できないことがあります。ご了承ください。また、年度途中において、やむを得ない事情により家庭で子どもを保育することができなくなった場合は、随時受け入れを行います。

**保育所入所基準**

- ① 児童の親が家庭外で仕事をする  
ことが普通なので、その児童の保育ができない場合
  - ② 児童の親が家庭で児童と離れて  
日常の家事以外の仕事をするこ  
とが普通なので、その児童の保  
育ができない場合
  - ③ 死亡、行方不明、拘禁などの理  
由により親がいない家庭の場合
  - ④ 親が出産の前後、病氣、負傷、  
心身に障害があるなど、その児  
童の保育ができない場合
  - ⑤ その児童の家庭に長期にわたる  
病人や心身に障害のある人がい  
るため、親がいつもその看護に  
あたっており、その児童の保育  
ができない場合
  - ⑥ 火災、風水害、地震などの災害  
があり、その家屋を失ったり破  
損したりしたため、その復旧の  
間、児童の保育ができない場合
- 乳児(0歳児) 保育**  
乳児(6箇月以上)の保育は、